

# 「青森県・おいらせ町」連携融資制度

おいらせ町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補給を行います。

## ◆1. おいらせ町内で創業する方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)に該当する方のうち、新たに事業を開始しようとする方又は事業を開始して5年に満たない方で、次の①と②のいずれにも該当する方。  
①町内に住所がある又は主な事業所がある方で町内で事業を開始する事業者  
②町税等の滞納がないこと
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内  
◎補助対象期間 10年以内(据え置き1年以内)  
◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助  
(予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

## ◆2. 事業活動に必要な資金を調達したい方

- ◎対象者 青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2に該当する方のうち、町内に住所がある又は主な事業所があり、町税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 2,000万円以内  
◎補助対象期間 10年以内(据え置き1年以内)  
◎補助内容 信用保証料の50%を補助(小数点以下切り捨て)  
(予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

## ◆3. 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方

- ◎対象者 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する方のうち、次の①、②のいずれにも該当する方。  
①町内に住所がある又は主な事業所がある方  
②町税等の滞納がないこと
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内  
◎補助対象期間 10年以内(据え置き2年以内)  
◎補助内容 信用保証料を70%を補助  
※県要綱2(3)①「令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害」を利用する場合は、県による信用保証料の50%補給後の信用保証料を全額補助  
(予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

## ◆4. 既往借入金の返済資金を調達したい方(借換制度)

- ◎対象者 青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度要綱2に該当する方のうち、町内に住所がある又は主な事業所があり、町税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内  
◎補助対象期間 10年以内(据え置き1年以内)  
◎補助内容 信用保証料の50%を補助(小数点以下切り捨て)  
(予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。)

### 【お問い合わせ先】

- 信用保証料補助に関すること                      おいらせ町産業課                      電話 0178-56-4703 (直通)
- 青森県特別保証融資制度に関すること                      青森県経済産業政策課                      電話 017-734-9368 (直通)

## <連携融資制度に関するQ&A>

### 「1.の連携メニュー」について

Q1. 融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. おいらせ町内に主な事業所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることはできますか？

A2. 青森県「青森新時代」への架け橋資金を活用する場合、信用保証料の対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本社の登記（個人の場合は住所）がおいらせ町にあっても、町外の事業所に係る経費は対象になりません。

### 「2.~4.の連携メニュー」について

Q3. 希望融資額が2,000万円（1,000万円）を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 上記Q1と同様の取扱いとなります。

Q4. おいらせ町内に主な事業所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることはできますか？

A4. 青森県事業活動応援資金、青森県経営安定化サポート資金、青森県経営力強化借換資金を活用する場合、本社の住所をおいらせ町内に置く、又は法人登記している場合、信用保証料の補助対象となります。

### 「1.」「2.」「3.」「4.」の共通事項

Q5. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A5. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（町税納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）が必要となりますので、事前にお電話等でご確認ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会